

エネとくポイントプラン

(需給契約要綱)

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	231 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	401 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	913 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,254 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,595 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,936 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

6 そ の 他

- (1) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (3) 当社は、標準約款 18 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (4) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

別 表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

- 1 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、標準約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この契約要綱の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) この契約要綱の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。